

議案第72号

子育て王国とっとり条例の一部改正について

次のとおり子育て王国とっとり条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(定義)

第2条 略

2 この条例において「子育て支援等」とは、子どもの出産及び健やかな成長のための環境整備、子どもの貧困対策その他の子どもを産み、育てることに関するあらゆる支援、援助及び応援をいう。

3・4 略

(基本的な考え方)

第3条 子育て王国ととりの取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。

(1) 略

(2) 貧困が次の世代に連鎖しないようにすること。

(3) 略

(定義)

第2条 略

2 この条例において「子育て支援等」とは、子どもの出産及び健やかな成長のための環境整備その他の子どもを産み、育てることに関するあらゆる支援、援助及び応援をいう。

3・4 略

(基本的な考え方)

第3条 子育て王国ととりの取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。

(1) 略

(2) 略

(4) 略

(5) 略

(事業主の役割)

第9条 事業主は、基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることと併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立を図り、保護者の役割を果たすことができるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

2 略

(子育て王国とっとり会議)

第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。

(1) 略

(2) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第

(3) 略

(4) 略

(事業主の役割)

第9条 事業主は、基本方針にのっとり、その事業の継続及び発展に努めることと併せ、労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域における子育て支援等に協力するよう努めるものとする。

2 略

(子育て王国とっとり会議)

第12条 次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議を設置する。

(1) 略

64号) 第9条第1項に規定する計画について知事に意見を述べること。

(3) 略

2・3 略

別表(第10条関係)

区 分	施策の主な内容
略	
安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1 略 2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援、 <u>子育て家庭への訪問</u> その他の地域での子育てを支援すること。 3～9 略
略	
きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策	1～3 略 4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、 <u>家庭教育に関する学習の機会及び情報の提供</u> 、 <u>祖父母等が子育てに関わりやすい環境の整備</u> 、 <u>地域において</u>

(2) 略

2・3 略

別表(第10条関係)

区 分	施策の主な内容
略	
安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1 略 2 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援 <u>チーム</u> その他の地域での子育てを支援すること。 3～9 略
略	
きずなを強め地域みんなで取り組む子育てを支援する施策	1～3 略 4 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、 <u>祖父母等が子育てに関わりやすい環境の整備</u> 、 <u>地域における青少年団体の活動</u> その他の地域ぐるみで子ども

	<p>子育てに関わる青少年団体、公民館等の活動の支援及びそれを担う人材の育成等により、家庭及び地域の教育力の向上を図ること。</p> <p>5・6 略</p>		<p>に関わる活動の支援等により、家庭及び地域の教育力の向上を図ること。</p> <p>5・6 略</p>
特に支援が必要な子ども・家庭の健全な生活を支援する施策	<p><u>1</u> 貧困の状況にある子どもに対する学習の支援及びその家庭に対する孤立の防止その他の支援を行うこと。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>	特に支援が必要な子ども・家庭の健全な生活を支援する施策	<p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。